

# 栃木県柔道整復師会互助会規則

## (目 的)

第1条 本会は、会員相互の福利及び共済事業の一環として会員の親睦融和を図ることをもって目的とする。

## (給 付)

第2条 会員が次の事項に該当する場合は、慶弔金及び見舞金を贈る。

### 1 死亡弔慰金等

(1) 会員及び会員の配偶者並びに1親等以内の家族（以下「家族」という。）の死亡に際しては、生花一基又は生花代並びに会員にあっては10万円、家族にあっては3万円の弔慰金を贈る。

(2) 指定生命保険会社との保険契約に基づく被保険者となった会員に対する支払保険金については、同契約に定める額が給付される。

### 2 被災に関するもの

会員の住居又は施術所が半壊又は半焼以上の被害を受けた場合は、理事会が協議のうえ災害見舞金を贈る。

### 3 慶事に関するもの

(1) 会員結婚のとき 30,000円

(2) 会員の子供の誕生のとき 20,000円

### 4 入院等に関するもの

会員が14日以上入院、又は療養により14日以上休業したことを確認した場合は、3万円の見舞金を贈る。ただし同一傷病の場合は、原則として1回のみとする。

## (その他)

第3条 この規則にない必要な事項は、理事会が協議して定める。

## 附則

この規則は、昭和60年2月22日から施行する。

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

この規則は、平成7年5月21日から施行する。

この規則は、平成11年5月15日から施行する。

この規則は、平成14年7月25日から施行する。

この規則は、平成14年12月21日から施行する。

この規則の一部改正は、平成24年3月30日から施行する。